

国民年金

～納めて安心、確かな保証～

暮らしを支える3つの基礎年金

老齢基礎年金【65歳になったとき】

国民年金保険料を納付した期間（免除期間を含む）と厚生年金や共済組合に加入した期間を合わせて25年以上の人が、65歳から生涯受けられます。

障害基礎年金【けがや病気で重い障害が残ったとき】

国民年金加入中または20歳になるまでに初診したけがや病気が原因で、法令で定められている障害の状態になったときに受けられます。

遺族基礎年金【妻や子を残して亡くなったとき】

国民年金に加入中の人または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が亡くなったときは、18歳未満の子（障害のある子の場合は20歳未満）のある妻または子に支給されます。

保険料の未納期間があると、将来受け取る老齢基礎年金が減額になったり、受けられなくなったりする場合があります。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなる場合もあります。このようなことにならないよう、保険料は納付期限を守って納めましょう。なお、経済的な理由などで納付困難な場合は保険料の免除制度がありますので、ご相談ください。

■問い合わせ先

市役所南庁舎保険年金課 ☎(0857) 20-3484
鳥取社会保険事務所 ☎(0857) 27-8311

遊具を整備しました。 ご利用ください！

平成18年度 コミュニティ助成事業

これは、財団法人自治総合センターが宝くじ受託事業収入で、コミュニティを支援するために行う「コミュニティ助成事業」を活用して行われたものです。

玉津、猪子、尾崎地区の農村公園に各種遊具を整備しました。

■玉津遊園地：ジャングルジム、FRPパンダ、スプリング遊具、木製ベンチ

■猪子公園：滑り台、シーソー、木製ベンチ

■尾崎農村広場：鉄棒、ブランコ、木製ベンチ

■問い合わせ先

市役所第2庁舎農村整備課
☎(0857) 20-3244

新津ノ井工業団地内にフェンス、東屋、ベンチ、水飲み場などを整備した広場が完成しました。

■問い合わせ先

市役所本庁舎都市計画課 ☎(0857) 20-3273



海岸漂着物にご注意を

冬季は、ポリタンクなどの容器類が海岸に漂着することがあります。容器の中には、有害な物質が入っている場合もありますので、不用意にふたを開けたり持ち帰ったりしないようにしましょう。

もしも、このようなものを見つけた場合は、危機管理課までご連絡ください。

問い合わせ先 市役所本庁舎

危機管理課 ☎(0857) 20-3127

家庭介護講習会

とき 1月22日
(月)午後1時30分～3時30分

ところ 市立病院2階講義室(的場一丁目)

講習科目 ▽おしりの手入れ

▽介護保険制度・社会福祉制度について

受講料 無料

問い合わせ先 市立病院医療相談室

☎(0857) 37-11570



無料相談

特設人権相談所

近隣、家族、職場内でのトラブル、子ども、女性、高齢者に関する困りごとなど、人権問題全般に関する相談に、人権擁護委員が応じます。相談は無料で秘密は固く守られます。

とき 1月20日(土)午後1～4時

交通事故相談

ところ さざんか会館(富安二丁目)
問い合わせ先 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎(0857) 22-2289

相談日 平日の午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は休み)

ところ 鳥取自動車保険請求相談センター(今町一丁目住友生命ビル3階) ※弁護士による無料相談(第1・3水曜午後1時～4時/要予約)もあります。

問い合わせ先 社団法人日本損害保険協会鳥取相談センター

☎(0857) 24-4233

☎(0857) 24-4233